

令和 8 年度

第 1 回三次市地域公共交通会議資料

【報告事項 1】	三次市地域公共交通会議委員の交代について	1
【報告事項 2】	令和7年度三次市地域公共交通会議収支決算及び監査報告について	2
【報告事項 3】	AIオンデマンドバス「のるーと三次」の実証運行及び本格運行の実績について	4
【報告事項 4】	AIオンデマンドバス「のるーと三次」の介護者の運賃設定について	12
【報告事項 5】	広島県全域で実施する夏休みの小学生をターゲットとした公共交通利用促進策について	12
【協議事項 1】	三次市地域公共交通会議役員について	13
【協議事項 2】	令和8年度三次市地域公共交通会議事業計画及び予算(案)について	13
【協議事項 3】	令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の認定申請について	15
【協議事項 4】	三次市民バス「作木町線」の乗降ポイントの新設について	17
【協議事項 5】	安芸高田市運営有償運送の三次市への乗り入れ継続について	21
【協議事項 6】	三次市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について	24

令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) 1 0 時 3 0 分～

三次市役所 本館 6 階 6 0 1 ・ 6 0 2 会議室

報告事項1 三次市地域公共交通会議委員の交代について

【新】

(敬称略)

構成区分	委 員
(1) 三次市	三次市 副市長 山崎 輝雄 三次市地域共創部 部 長 呑谷 巧
(2) 一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 常務取締役 實兼 利光 有限会社君田交通 代表取締役 松尾 宏 三次みどりタクシー株式会社 代表取締役 石田 光雄
(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部 書記長 長谷川 和宏
(4) 住民又は利用者の代表	八次地区 新田 泉 川西地区 兒玉 千洋 布野町 二本木 譲 三次商工会議所 事務局長 竹本 勇夫 三次広域商工会 事務局長 梶原 勝利 三次市社会福祉協議会 地域福祉課長 天野 かおり
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局 長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官 藤本 陽
(6) 広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局公共交通政策課 課 長 水本 全彦
(7) 道路管理者	三次市建設部 部 長 濱口 勉
(8) 鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部地域交通課 課 長 山口 晃弘
(9) 広島県警察三次警察署長又はその指名する者	広島県警察三次警察署 交通課長 内海 直樹
(10) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	広島経済大学 准教授 加藤 博和

令和8年4月14日現在

【旧】

(敬称略)

構成区分	委 員
(4) 住民又は利用者の代表	三次広域商工会 事務局長 中宗 久之
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局 長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官 薦 真

報告事項2

令和7年度三次市地域公共交通会議収支決算及び監査報告について

1 歳入

(単位：円)

区 分	令和7年度予算額	令和7年度決算額	差 引	備 考
負 担 金	8,764,000	8,764,000	0	三次市負担金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金なし
預金利子	1,000	3,972	2,972	
補 助 金	8,381,000	5,605,000	▲2,776,000	地域内フィーダー系統確保維持補助 費国庫補助金
合 計	17,146,000	14,372,972	▲2,773,028	

2 歳出

(単位：円)

区 分	令和7年度予算額	令和7年度決算額	差 引	備 考
会 議 費	355,000	291,500	▲63,500	委員報酬 等
事 務 費	25,000	40,390	15,390	振込手数料、切手代 等
事 業 費	16,766,000	13,906,976	▲2,859,024	自家用有償旅客運送運行補助 (2,133,856 円) デジタルサイネージ通信費補助 (87,120 円) 地域内フィーダー系統確保維持費国 庫補助金 (5,559,000) 地域公共交通計画策定支援業務委託 (6,127,000 円)
予 備 費	0	0	0	
合 計	17,146,000	14,238,866	▲2,907,134	

【負担金を支出している三次市に返金】

歳入総額 (14,372,972 円) － 歳出総額 (14,238,866 円) = 134,106 円

3 監査報告

監査報告書

令和7年度三次市地域公共交通会議歳入歳出の決算にあたり、関係帳簿並びに証拠書類の計数確認及びその執行内容を審査した結果、適正に経理されているものと認めます。

令和8年6月11日

三次市地域公共交通会議
会長様

三次市地域公共交通会議

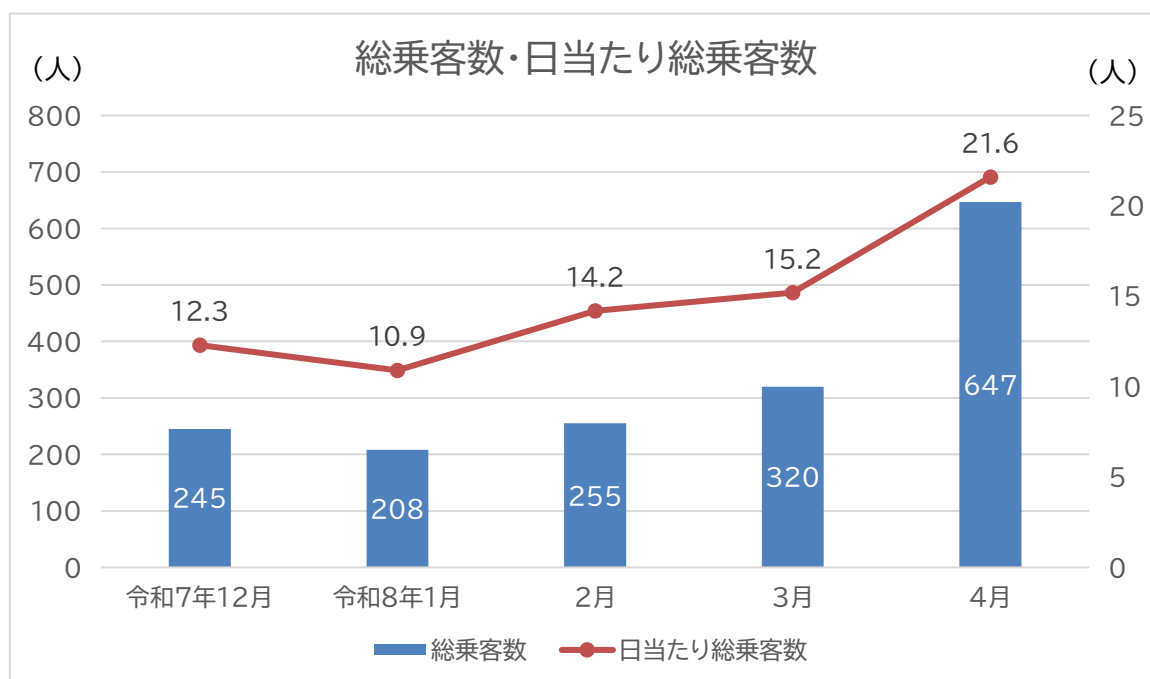
監事 張原勝利 

報告事項 3

AIオンデマンドバス「のるーと三次」の実証運行及び本格運行の実績について

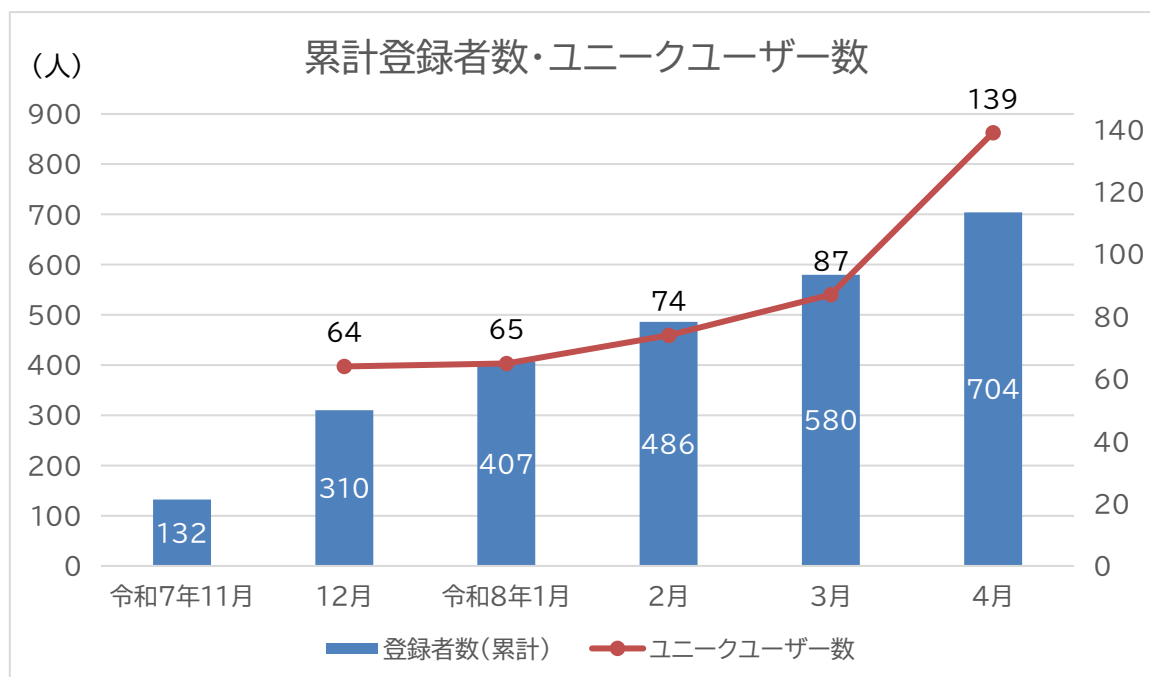
令和 7 年 12 月から実証運行を開始した A I オンデマンドバス「のるーと三次」について、令和 8 年 3 月までの実証運行及び令和 8 年 4 月からの本格運行の実績について報告するものです。

1 総乗客数・日当たり乗客数



	令和 7 年 12 月	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月
総乗客数	245 人	208 人	255 人	320 人	647 人
運行日数	20 日	19 日	18 日	21 日	30 日
日当たり総乗客数	12.3 人	10.9 人	14.2 人	15.2 人	21.6 人

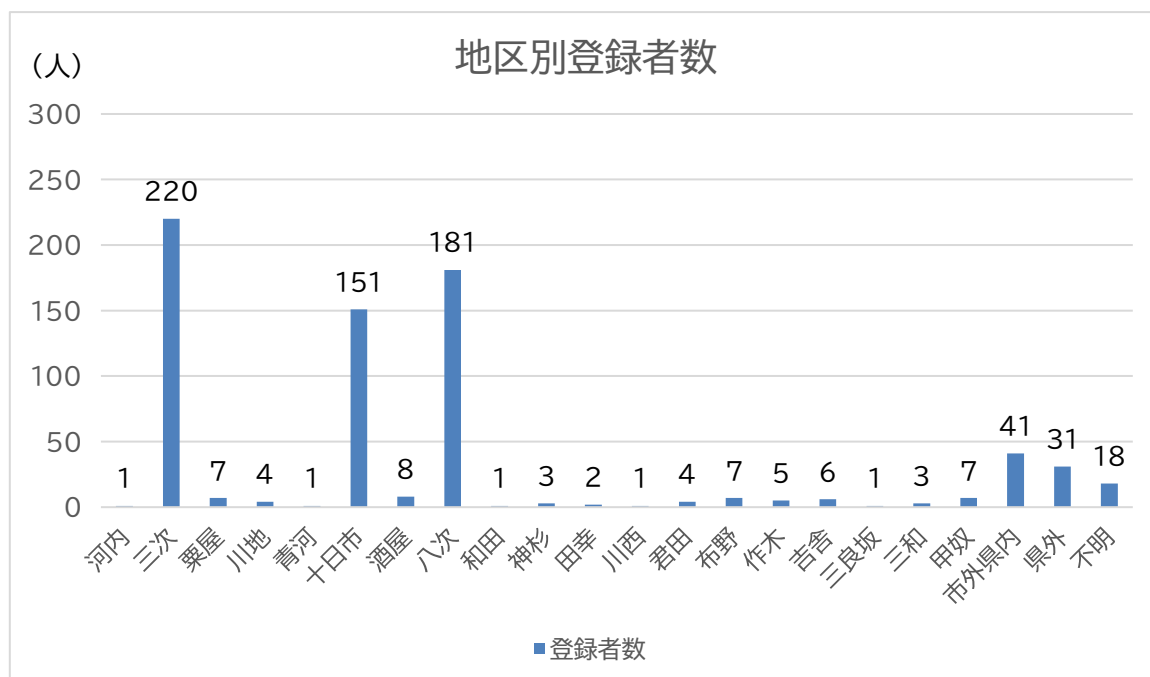
2 累計登録者数・ユニークユーザー数※¹



	令和7年 11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月
累計登録者数	132人	310人	407人	486人	580人	704人
ユニークユーザー数	-	64人	65人	74人	87人	139人

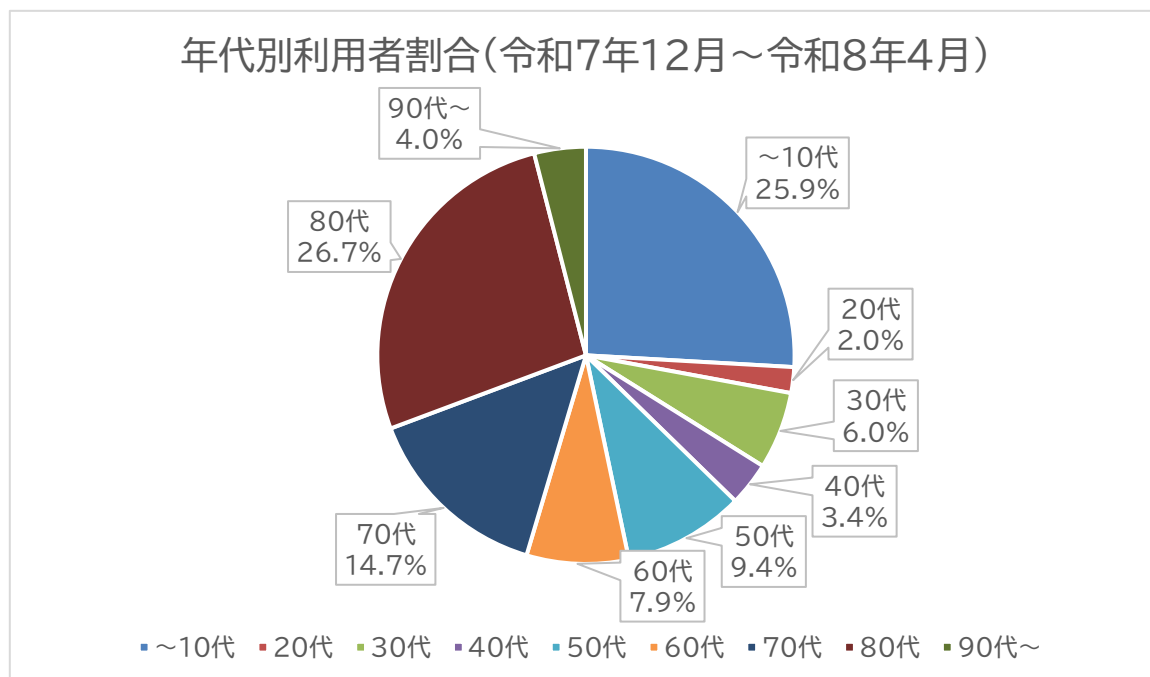
※¹単月に利用した単一の乗客数（単月に複数回同じ方が利用しても1カウント）

3 地区別登録者数（令和8年4月末時点）



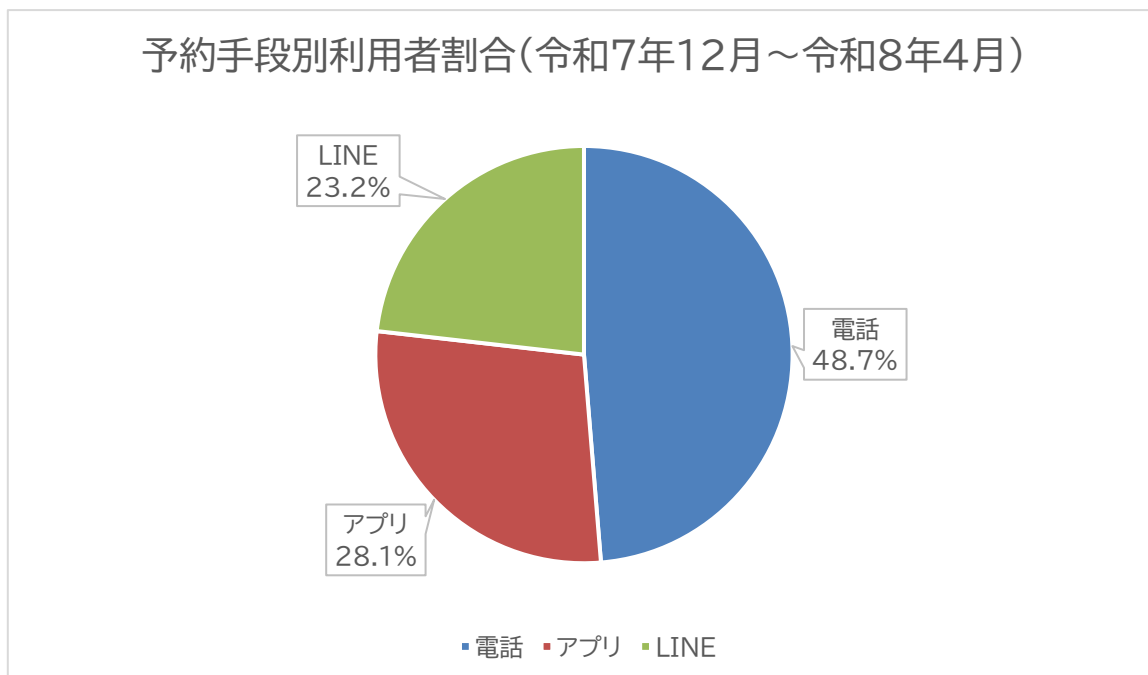
地区名	登録者数
河内	1
三次	220
栗屋	7
川地	4
青河	1
十日市	151
酒屋	8
八次	181
和田	1
神杉	3
田幸	2
川西	1
君田	4
布野	7
作木	5
吉舎	6
三良坂	1
三和	3
甲奴	7
市外県内	41
県外	31
不明	18
合計	703

4 年代別利用者割合



	総乗客数（人）						割合（%）
	令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	合計	
～10代	38	48	84	120	143	433	25.9
20代	5	1	6	0	21	33	2.0
30代	15	8	17	10	51	101	6.0
40代	6	4	2	9	36	57	3.4
50代	40	26	12	24	55	157	9.4
60代	33	15	19	22	44	133	7.9
70代	39	29	46	50	83	247	14.7
80代	58	57	65	75	192	447	26.7
90代～	11	20	4	10	22	67	4.0
総計	245	208	255	320	647	1,675	100.0

5 予約手段別利用者割合



月別

	総予約数 (件)						割合 (%)
	令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	合計	
電話	108	93	110	129	247	687	48.7
アプリ	46	61	51	69	169	396	28.1
LINE	43	30	64	78	112	327	23.2
総計	197	184	225	276	528	1,410	100.0

年代別

	総予約数 (件)										割合 (%)
	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90～代	合計	
電話	14	0	3	2	22	18	170	404	54	687	48.7
アプリ	214	20	17	28	54	47	11	5	0	396	28.1
LINE	134	11	47	13	51	34	20	15	2	327	23.2
総計	344	31	67	43	127	99	201	424	56	1,410	100.0

(参考)

令和 7年 12月	総予約数（件）										割合 （％）
	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90～ 代	合計	
電話	2	0	0	0	1	3	22	70	10	108	54.8
アプリ	20	1	2	4	4	14	1	0	0	46	23.4
LINE	12	4	3	0	14	8	1	0	1	43	21.8
総計	34	5	5	4	19	25	24	70	11	197	100.0

令和 8年 1月	総予約数（件）										割合 （％）
	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90～ 代	合計	
電話	5	0	0	0	3	0	20	52	13	93	50.5
アプリ	30	0	0	2	14	11	4	0	0	61	33.2
LINE	9	1	3	2	9	4	2	0	0	30	16.3
総計	44	1	3	4	26	15	26	52	13	184	100.0

2月	総予約数（件）										割合 （％）
	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90～ 代	合計	
電話	6	0	1	0	5	2	33	60	3	110	48.9
アプリ	36	2	2	0	4	7	0	0	0	51	22.7
LINE	33	4	9	2	3	5	8	0	0	64	28.4
総計	75	6	12	2	12	14	41	60	3	225	100.0

3月	総予約数（件）										割合 （％）
	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90～ 代	合計	
電話	1	0	0	0	3	2	45	69	9	129	46.7
アプリ	48	0	1	5	9	4	2	0	0	69	25.0
LINE	52	0	7	3	6	7	2	1	0	78	28.3
総計	101	0	8	8	18	13	49	70	9	276	100.0

4月	総予約数（件）										割合 （％）
	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90～ 代	合計	
電話	0	0	2	2	10	11	50	153	19	247	46.8
アプリ	80	17	12	17	23	11	4	5	0	169	32.0
LINE	28	2	25	6	19	10	7	14	1	112	21.2
総計	108	19	39	25	52	32	61	172	20	528	100.0

6 利用の多い乗降ポイントランキング TOP20（集計期間：令和7年12月～令和8年4月）

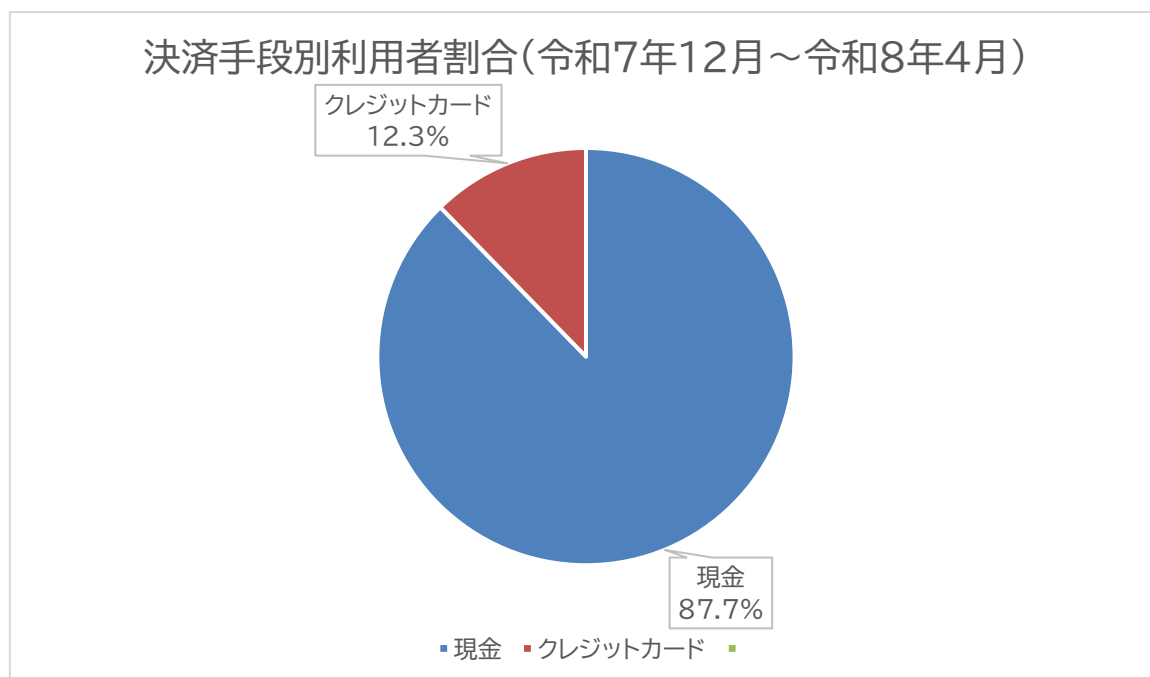
「乗車」ポイントランキング			「降車」ポイントランキング		
No.	乗降ポイント名	利用回数	No.	乗降ポイント名	利用回数
1	002 上原西（東向き）	156	1	002 上原西（東向き）	137
2	001 三次駅前	93	2	028 NTT前（西向き）	82
3	233 八次子ども集会所前（北向き）	72	3	001 三次駅前	75
4	035 信平橋	65	4	035 信平橋	68
5	244 県営住宅口（東向き）	64	5	205 R C C中継所前（西向き）	50
6	234 八次子ども集会所前（南向き）	40	6	116 三次もののけミュージアム	46
7	225 四拾貫生協団地	32	7	017 市立図書館前	44
8	217 南畑敷生協団地中	31	8	034 下新町	42
9	034 下新町	30	9	032 胡町（東向き）	35
10	260 ゆうしゃいん三次前（南向き）	30	10	208 水明園前（東向き）	33
11	026 三次市役所前（西向き）	29	11	016 三次医療センター	32
	048 三次高等技術専門校口（西向き）	29	12	129 三次市民ホール	27
	211 三次高校前（西向き）	29	13	260 ゆうしゃいん三次前（南向き）	26
14	116 三次もののけミュージアム	27	14	244 県営住宅口（東向き）	24
15	032 胡町（東向き）	24	15	015 福原内科胃腸科前	21
	043 下原住宅前（南向き）	24	16	022 鳴戸医院前	19
	232 学園通り下（東向き）	24	17	026 三次市役所前（西向き）	18
18	022 鳴戸医院前	21	18	041 6区自治会館前	17
	041 6区自治会館前	21		211 三次高校前（西向き）	17
	129 三次市民ホール	21	20	225 四拾貫生協団地	16

※黄色マーカー部は「市街地循環バスくるるん」の停留所付近

※水色マーカー部は「路線バス」の停留所付近

※001～100 は十日市エリア、101～200 は三次エリア、201～300 は八次エリア

7 決済手段別利用者割合



月別

	総予約数 (件)						割合 (%)
	令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	合計	
現金	191	151	205	241	448	1,236	87.7
クレカ	6	33	20	35	80	174	12.3
総計	197	184	225	276	528	1,410	100.0

報告事項4

AIオンデマンドバス「のるーと三次」の介護者の運賃設定について

令和8年4月1日から本格運行に移行したAIオンデマンドバス「のるーと三次」について、介護者の割引運賃を設定いたします。

1 運賃設定

【新】

運賃	・大人：300円 ・高校生、中学生及び小学生：150円 ・幼児（未就学児）及び乳児：無料 ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者：150円 ・介護者：150円 ※第一種の身体障害者手帳、第一種の療育手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者1名につき介護者1名まで ※第二種の身体障害者手帳（12歳未満）、第二種の療育手帳（12歳未満）又は2・3級の精神障害者保健福祉手帳（12歳未満）所持者1名につき介護者1名まで
----	--

【旧】

運賃	・大人：300円 ・高校生、中学生及び小学生：150円 ・幼児（未就学児）及び乳児：無料 ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者：150円
----	---

2 適用開始日

令和8年8月3日（月）

※適用開始日は、利用予約日を基準とする。

報告事項5

広島県全域で実施する夏休みの小学生をターゲットとした公共交通利用促進策について

▶別紙 報告事項5 関連参照

協議事項1 三次市地域公共交通会議役員について

三次市地域公共交通会議設置要綱第5条の定めにより、本会議に次の役員を置くこととする。

	令和8年度		(参考) 令和7年度	
	所属・職名	氏名	所属・職名	氏名
会 長	三次市副市長	山崎 輝雄	三次市副市長	山崎 輝雄
副会長	三次市地域共創部長	呑谷 巧	三次市地域共創部長	呑谷 巧
監 事	三次広域商工会事務局長	梶原 勝利	三次広域商工会事務局長	中宗 久之

協議事項2 令和8年度三次市地域公共交通会議事業計画及び予算（案）について

1 令和8年度三次市地域公共交通会議事業 計画（案）

事業名	事業内容等
三次市地域公共交通会議	5回開催（予定） ※必要に応じて幹事会・運賃協議会を実施
三次市地域公共交通計画（第2期） 施策の実施	○施策1 路線バスの運行・改善 ○施策2 オンデマンド交通「のるーと三次」の運行・改善 ○施策3 三次市民バス等の運行・改善 ○<u>施策4 自家用有償旅客運送の運行・改善</u> ○施策5 三次市相乗りタクシー事業の推進・改善 ○施策6 乗継・待合環境の改善 ○施策7 塩町駅周辺整備の検討 ○施策8 地域内生活交通検討会等の推進 ○<u>施策9 地域公共交通の利用促進策の推進</u> ○施策10 安心して運転免許を返納できる環境づくり ○施策11 乗務員不足への対応 ○施策12 新しい技術や制度を活用した移動サービスの研究・推進 ○施策13 地域公共交通関係の災害等に備える取組の推進
地域公共交通確保維持改善事業 の活用（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）	○令和9年度フィーダー計画の認定申請 ○令和8年度フィーダー補助金の交付申請 ○令和8年度フィーダー計画の事業評価 ○令和8年度フィーダー補助金の交付

※三次市地域公共交通計画（第2期）の実施に関して、株式会社地域未来研究所中国四国事務所と地域公共交通計画実施支援業務の委託契約を締結することとする。

2 令和8年度三次市地域公共交通会議 予算（案）

(1) 歳入

区 分	令和7年度予算	令和8年度予算(案)	差引増減	備 考
負 担 金	8,764,000	5,400,000	▲3,364,000	三次市負担金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金
預 金 利 子	1,000	1,000	0	
補 助 金	8,381,000	5,605,000	▲2,776,000	地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金
合 計	17,146,000	11,006,000	▲6,140,000	

(2) 歳出

区 分	令和7年度予算	令和8年度予算(案)	差引増減	備 考
会 議 費	355,000	442,600	87,600	委員報酬 等 (交通会議×5回、幹事会×3回)
事 務 費	25,000	40,000	15,000	振込手数料、切手代 等
事 業 費	16,766,000	10,495,000	▲6,271,000	自家用有償旅客運送運行補助 (1,400,000 円) デジタルサイネージ通信費補助 (90,000 円) バスの乗り方教室に係る報償費 (100,000 円) 地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金 (5,605,000 円) 地域公共交通計画実施支援業務 委託 (3,300,000 円)
予 備 費	0	28,400	28,400	
合 計	17,146,000	11,006,000	▲6,140,000	

※歳出費目に係る予算は、これを流用することができる。

協議事項3

令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の認定申請について

1 概要

地域公共交通確保維持改善事業（注1）の実施にあたり、令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画（注2）を別紙のとおり策定し、この計画に基づき事業を実施しようとするもの。

- ▶ **別紙**協議事項3 関連（「令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」）参照

（注1） 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する国の事業。地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の交付を受けるために、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を定め、事業（バス等の運行）を行う必要がある。

（注2） 地域内フィーダー系統確保維持計画

上記事業を実施するため、対象となる路線（赤名線、下高野線、作木線、川の駅三次線、のーと三次）について、その目的、目標、効果、利用促進の方法などを記載した計画書。

①地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請（令和8年6月30日まで）



②事業実施（期間：令和8年10月1日～令和9年9月30日）



③事業評価（令和9年12月頃）

評価結果を踏まえ、必要に応じて今後の計画や事業に反映

※本会議での承認後、国土交通大臣（中国運輸局広島運輸支局）に対し認定申請を行う。
承認後の認定申請に係る軽微な修正事項については、事務局にて適宜修正することとする。

2 計画期間中の軽微な変更に対処について

計画期間中の運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じた場合、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、三次市地域公共交通会議を開催しなくても議論を経たものとして取り扱うこととする。ただし、当該変更後の内容については、三次市地域公共交通会議構成員において情報共有することとする。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減

＜根拠規定＞

地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2. 地域公共交通確保維持事業について

（1）陸上交通に係る確保維持事業 ②協議会について

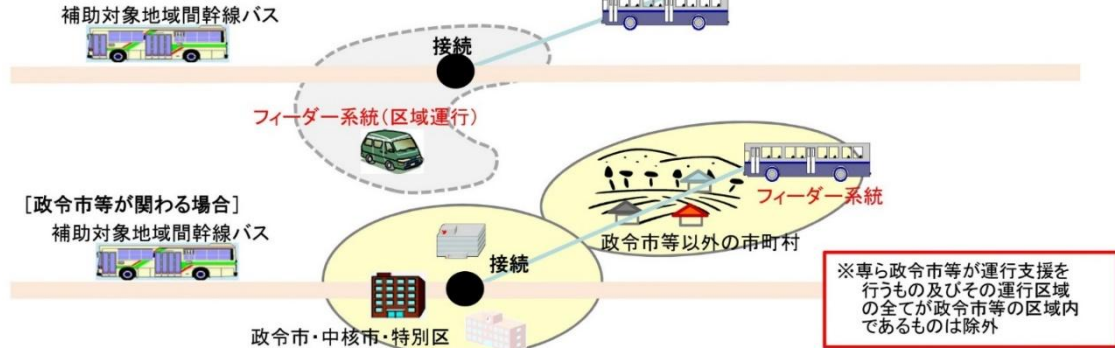
ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

地域内フィーダー系統補助の概要

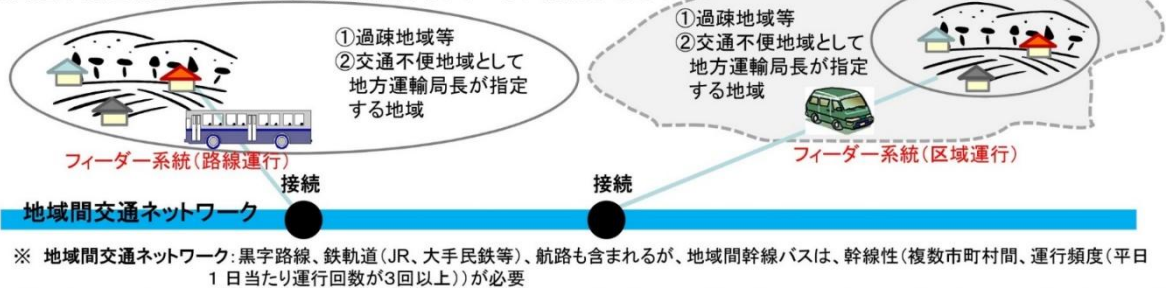


補助対象系統のイメージ（基準口）

①補助対象地域間幹線バス系統に接続するもの



②交通不便地域を沿線に含み地域間交通ネットワークに接続するもの



13

フィーダー系統補助
対象路線のイメージ



協議事項4

三次市民バス「作木町線」の乗降ポイントの新設について

三次市が委託し、有限会社君田交通が運行する三次市民バス「作木町線」について、利用者の利便性向上のため、乗降ポイントの新設しようとするものです。

1 経緯

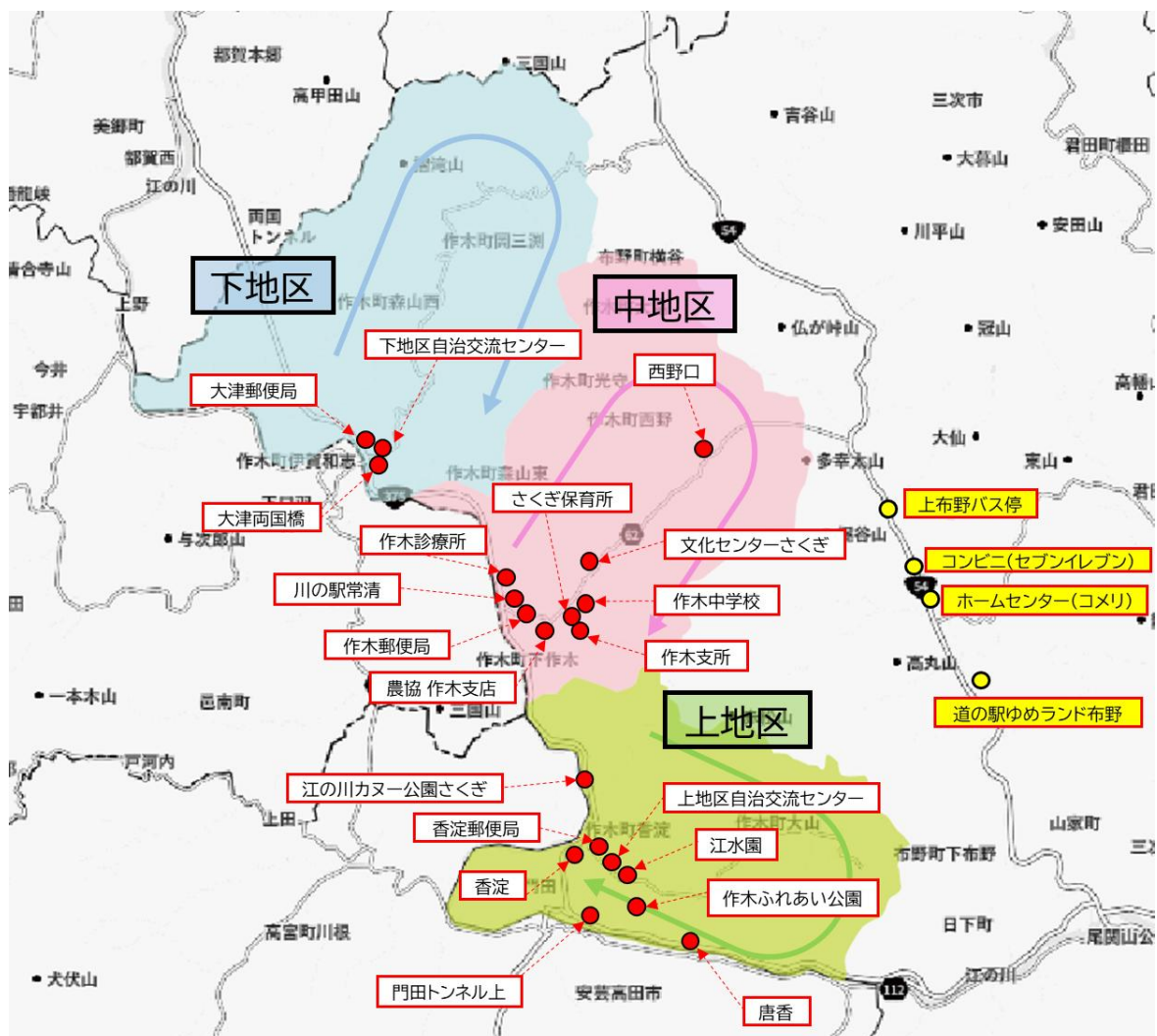
これまで作木町内を運行し、布野町の一部にも乗り入れていた自家用有償旅客運送「さくぎニコニコ便」（運行主体：特定非営利活動法人元気むらさくぎ）が令和8年3月31日をもって運行終了したことに伴い、地域から三次市民バス「作木町線」においても布野町の一部にも乗り入れを実施できるよう、乗降ポイントの新設に係る要望があった。

2 三次市民バス「作木町線」の概要

三次市民バス作木町線のご利用方法チラシ（P.19～20）参照

3 新設しようとする乗降ポイント

上布野バス停、コンビニ（セブンイレブン）、ホームセンター（コメリ）、道の駅ゆめランド布野



4 乗降ポイントを新設しようとする運行事業者

有限会社君田交通（広島県三次市君田町東入君 6 8 2 番地 1）

5 実施予定日

令和 8 年 8 月 3 日（月）

三次市民バス 作木町線 ご利用方法

電話予約に応じて、ご自宅付近と「指定目的地」を結びます

①電話で予約する

住所、名前、予約日と時間、目的地、
人数を電話でお知らせください。
※帰宅時の予約も同時にできます



(住所)の(名前)です。
〇月〇日〇時に
「作木診療所」まで
予約します。
人数はひとりです。



予約電話番号 (0824) 53-2314
(君田交通)

②自宅付近で乗車



③他の予約客 と同乗

④「指定目的地」で降りる



指定目的地

- | | |
|--|-----------------|
| ●作木支所 | ●文化センターさくぎ |
| ●上地区自治交流センター | ●下地区自治交流センター |
| ●作木診療所 | ●農協 作木支店 |
| ●川の駅常清 | ●作木ふれあい公園 |
| ●江水園 | ●作木中学校 |
| ●バス停留所 (大津両国橋/川の駅常清/香淀/門田トンネル上/唐香/西野口) | ●郵便局 (作木/香淀/大津) |
| | ●江の川カヌー公園さくぎ |
| | ●さくぎ保育所 |

＜往復で利用する場合、帰りの予約も忘れずに＞

運行時間 8時30分～14時30分

利用料金 300円 (小学生150円、小学生未満 無料)

※令和8年5月8日までは 200円 (小学生100円、小学生未満 無料)

<作木町線の利用案内>

電話で予約すれば**自宅付近までお迎え**に行き、
診療所や公共施設などの**指定目的地**までお送りします。

指定目的地からのご帰宅時にも利用できます。

※道路幅や積雪等により、自宅付近までお迎えに行けない場合もあります。

ご利用方法

◎電話予約は、利用したい日の **前日午後5時まで** にお願ひします。
前日が土日祝日の場合は、その前の平日に予約してください。

◎予約受付電話番号
(君田交通)

(0824) 53-2314

[受付時間：月曜日から金曜日の 午前9時～午後5時]

※事前に利用登録が必要です(登録は無料)

利用登録申請書は、市民バス車内や作木支所に備え付けています。

記入した利用登録申請書は、市民バスの運転手や作木支所へ提出してください。

運行案内

運行時間 8時30分～14時30分

運行曜日

※祝日および12月31日から1月3日は運休

上地区 **火・水・木**

中地区 **月・火・水**

下地区 **月・木・金**

利用料金

300円 (小学生150円、小学生未満 無料)

※令和8年5月8日までは **200円** (小学生100円、小学生未満 無料)

指定目的地

- | | | |
|---------------------------------------|------------|--------------|
| ●作木支所 | ●文化センターさくぎ | ●上地区自治交流センター |
| ●下地区自治交流センター | ●作木診療所 | ●農協 作木支店 |
| ●郵便局(作木/香淀/大津) | ●川の駅常清 | ●作木ふれあい公園 |
| ●江の川カヌー公園さくぎ | ●江水園 | ●作木中学校 |
| ●バス停留所(大津両国橋/川の駅常清/香淀/門田トンネル上/唐香/西野口) | ●さくぎ保育所 | |

【注意点】 目的地に直行する一般のタクシーとは異なりますので、到着時間に余裕をもってご利用ください。

<お問い合わせ>

三次市作木支所 (0824) 55-2111
三次市地域共創部まちづくり交通課 (0824) 62-6247

協議事項5

安芸高田市運営有償旅客運送の三次市への乗り入れ継続について

安芸高田市が運営する自家用有償旅客運送「もやい便」の三次市への乗り入れについて、安芸高田市から協議の申し入れがありました。

自家用有償旅客運送「もやい便」の乗り入れは、安芸高田市民（川根地域住民）の通院や買い物などといった日常生活に必要不可欠であることから、引き続き三次市内へ乗り入れることについて、本会議として承諾しようとするものです。

協議依頼文

安高政第112号
2026年5月19日

三次市長 福岡 誠志 様

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市が行う自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて（協議）

平素より、当市の行政推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、安芸高田市が道路運送法第78条第2項の規定に基づいて運行する自家用有償旅客運送（もやい便）につきましては、地域交通として貴市区域内への乗り入れを認めていただいているところです。

この度、道路運送法第79条の6の規定に基づき、登録更新の手続きを行う必要があることから、乗り入れの継続を承諾していただきますよう協議申し上げます。

記

路線名 安芸高田市運営自家用有償旅客運送 もやい便 川根地域内便

乗入区間 三次市作木町門田（安芸高田市境） ～ 三次市作木町門田（香淀駅）
～ 三次市作木町港（作木診療所）

乗入期間 2026年10月1日 ～ 次回更新時まで

安芸高田市運営有償運送の三次市への乗り入れについて

1 趣旨

道路運送法第79条の6の規定に基づく安芸高田市運営自家用有償旅客運送「もやい便」の更新登録を行うにあたり、引き続き三次市へ乗り入れることについて協議するものです。

2 運送主体

実施主体 安芸高田市

運行主体 川根振興協議会

3 登録番号

中広市交第7号

4 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5 路線又は運送の区域

起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
川根区域内 (もやい便)	—	—	—

※前日の予約により地域内を運行。

※希望により三次市作木町の作木診療所または香淀駅などにも乗り入れられるものとする。

6 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	福祉有償運送
高宮町川根地域に在住する住民及びその親族、 その他当該地域に日常の用務を有する人	

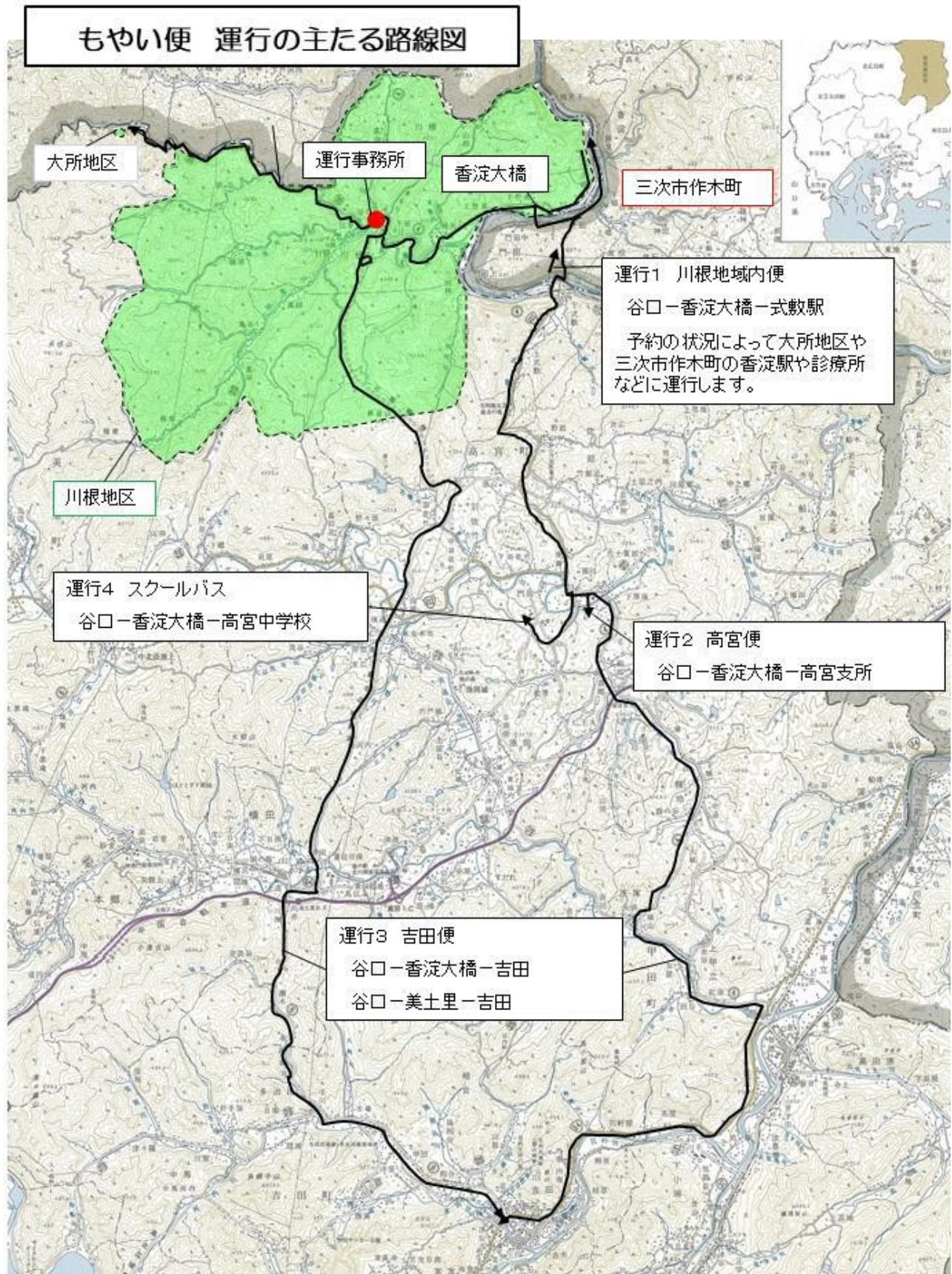
7 路線又は運送の区域ごとの対価の額（1回の乗車につき）

区 分	区 間	運 賃
大人	大所・川根地域内（式敷駅・大所・三次市作木町）	100 円
	大所・川根－高宮支所周辺	300 円
	大所・川根－吉田・美土里・甲田	500 円
障害者・ 子ども（小中学生）	大所・川根地域内（式敷駅・大所・三次市作木町）	100 円
	大所・川根－高宮支所周辺	100 円
	大所・川根－吉田・美土里・甲田	200 円

※子どもの料金は通学時以外

※新公共交通システム回数券も使用が可能

運行図（安芸高田市運営自家用有償旅客運送「もやい便」）



協議事項 6

三次市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

1 要綱改正の趣旨

(1) 「運営協議会」の「地域公共交通会議」への統合

これまで本市においては、「地域公共交通会議（三次市地域公共交通会議）」と「運営協議会（三次市有償運送運営協議会）」をそれぞれ設置していました。しかし、令和 5 年 9 月 22 日の道路運送法施行規則の改正（令和 5 年 10 月 1 日施行）により、既存の運営協議会を存続させることも可能としつつも、協議の場を運営しやすくするため「地域公共交通会議」への一本化されました。

本市においても、事務や運営の効率化を図るため、「地域公共交通会議」に一本化するように、要綱の一部を改正しようとするものです。

道路運送法施行規則改正②（運営協議会関係）

改正：R5.9.22 施行：R5.10.1

ポイント

- 協議の場を運営しやすくするため
- 「運営協議会」を「地域公共交通会議」へ統合

改正前

運営協議会

施行規則第51条の7

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会

地域公共交通会議

施行規則第9条の2

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主催する会議

改正後

- ・ 施行規則第51条の7の運営協議会に関する事項及び9条の2を削除
- ・ 施行規則第4条において地域公共交通会議を新たに定義づけ
⇒改正前の地域公共交通会議及び運営協議会を「地域交通会議」とし、2つの会議体を一本化

※みなし規定：省令附則第2項

この省令の施行の際、現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、第3条の規定による改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなす

今回の改正においては、必ずしも実質的な統合を要するものではなく、既存の運営協議会をそのまま存続させることも可能

(2) 「書面開催」

これまで、交通会議において協議が調った事項についての「軽微な変更に関する取扱い」として、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができると規定されています。

このたび、書面による決議の規定を改めることで、事務・運営の効率化が図られることから、要綱の一部を改正しようとするものです。

2 新旧対照表

改正後	改正前
(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 (1) (略) (2) <u>自家用有償旅客運送</u>の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項 (3)～(7) (略) (交通会議の構成委員) 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。 (1)～(3) (略) (4) <u>三次市において現に自家用有償旅客運送を行っている団体に属する者のうち、その代表者が指名する者</u> (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者 (8) 広島県地域政策局 _____ 長又はその指名する者 (9) 道路管理者 (10) 鉄道事業者 (11) 広島県警察三次警察署長又はその指名する者 (12) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 <u>(書面開催)</u> 第8条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は議案が次に掲げるものである場合、又はやむを得ない事情により会議を開催することが困難であると認める場合には、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。</u> (1) <u>緊急を要するもの</u> (2) <u>会計その他交通会議の運営に関するもの</u> (3) <u>その他会長が軽微であると判断したもの</u> <u>2 書面開催とする場合、前条第3項中「出席した委員」とあるのは、「委員の書面による回答」</u>	(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 (1) (略) (2) <u>市運営有償運送</u>の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項 (3)～(7) (略) (交通会議の構成委員) 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (5) 住民又は利用者の代表 (6) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者 (7) 広島県地域政策局<u>地域振興部</u>長又はその指名する者 (8) 道路管理者 (9) 鉄道事業者 (10) 広島県警察三次警察署長又はその指名する者 (11) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 <u>(新設)</u>

<u>と読み替えるものとする。</u> (協議結果の尊重義務) 第<u>9</u>条 交通会議で協議が<u>調</u>った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 <u>(廃止)</u>	(協議結果の尊重義務) 第<u>8</u>条 交通会議で協議が<u>整</u>った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 <u>(軽微な事項に関する取扱い)</u> <u>第9条 交通会議において協議が整った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。</u>
--	---

3 その他

本協議が承認された場合、「三次市有償運送運営協議会設置要綱」は廃止するものとする。